

平成31年4月5日  
県民交流課 担当：高橋  
外 線 076-225-1365  
内 線 3816

## 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）としての認定について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のNPO法人を「認定NPO法人」として認定した。

平成24年4月1日に認定事務の所轄庁が国税庁長官から都道府県知事及び政令指定都市の長に移管されてから、石川県では11団体目の認定となる。

### 1 認定団体の概要

- ・名 称 特定非営利活動法人 世界遺産プレアヴィヒア・モノづくりの会
- ・代 表 者 東海林 知晴
- ・事 務 所 金沢市藤江北1丁目418ハイウエステリア103
- ・目 的 この法人は、プレアヴィヒアを中心とした住民に対して、観光化に伴う必要なモノづくりなどの自立支援に関する事業を行い、プレアヴィヒアの住民の生活支援に寄与することを目的とする。

### 2 認定の有効期間

平成31年（2019年）4月4日 ～ 平成36年（2024年）4月3日（5年間）

### （参考）

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていると認めた法人をいい、法人への寄付や法人による収益事業について税制上優遇される制度。

平成24年4月1日からパブリック・サポート・テスト（広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準）などの認定要件が緩和された。